

平成24年第3回廿日市市議会（第3回定例会）条例案新旧対照表

議案第64号	廿日市市防災会議条例及び廿日市市災害対策本部条例の一部を改正する条例	1
議案第65号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	3

議案第64号

廿日市市防災会議条例及び廿日市市災害対策本部条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市防災会議条例（昭和38年条例第16号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（所掌事務） 第2条 （略） （1） （略） （2） 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。 （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 （4） （略） （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 （会長及び委員） 第3条 （略） 2～4 （略） 5 委員は<u>50人</u>以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が<u>任命し、又は委嘱する。</u> （1）～（7） （略） （8） <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u> （9） （略） 6 前項第7号から第9号までに掲げる者に係る委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 7 （略）	（所掌事務） 第2条 （略） （1） （略） （2） 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を<u>収集すること。</u> （新設） （3） （略） （4） 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 （会長及び委員） 第3条 （略） 2～4 （略） 5 委員は<u>40人</u>以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が<u>任命</u>又は委嘱する。 （1）～（7） （略） （新設） （8） （略） 6 前項第7号及び第8号の 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 7 （略）

○廿日市市災害対策本部条例（昭和 3 8 年条例第 1 7 号）【第 2 条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）<u>第 23 条の 2 第 8 項</u>の規定に基づき、廿日市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。） に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）<u>第 23 条第 6 項</u> <u> </u>の規定に基づき、廿日市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。） に関し、必要な事項を定めるものとする。

改正後	改正前
(変電設備) 第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10) (略) 2・3 (略) <u>(急速充電設備)</u> 第12条の2 <u>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>(1) その^{きょう}管体は不燃性の金属材料で造ること。</u> <u>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</u> <u>(3) 雨水等の侵入防止の措置を講ずること。</u> <u>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u> <u>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u> <u>(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u> <u>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡、又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u>	(変電設備) 第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの_____を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10) (略) 2・3 (略) (新設)

(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第13条 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに第12条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、第12条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第13条 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに前条第1項　の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、前条第1項　第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号の3、第12条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) (2) (略)

5 (略)

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号の3、前条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) (2) (略)

5 (略)

